

別紙 2（基盤整備に関する事業に係る運用）

第 1 事業の内容等

- 1 実施要領第 3 の 1 の (2) に掲げる基盤整備に関する事業（以下「本事業」という。）による交付金の交付対象事業は、次に掲げる事業とする。
 - (1) 別表 1 の区分の欄の 1（以下「定額助成」という。）の事業種類の欄（1）から（10）までに掲げるもの及び別表 1 の区分の欄の 2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄（1）から（8）までに掲げるもの（以下「ハード事業」という。）を実施するもの。
 - (2) 定額助成の事業種類の欄（11）に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄（9）から（11）までに掲げるもののうちハード事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。
- 2 実施要領第 3 の 4 の施設は、定率助成の事業種類の欄（1）とする。

第 2 事業実施主体

本事業の実施主体は、次のとおりとする。

- 1 都道府県
- 2 市町村
- 3 農地中間管理機構
- 4 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織（以下「農業者団体」という。）
- 5 農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2092 号・24 生畜第 2231 号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）第 7 に規定する農地所有適格法人等及び多面的機能支払交付金実施要綱別紙 6 に規定する活動組織（以下「農業法人等」という。）のうち、以下のいずれかを満たす者
 - ① ハード事業の実施区域がある市町村において、人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第 2 の 1 に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記 1 の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記 1 に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。）の中心経営体に位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること。
 - ② ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること。
- 6 定額助成の事業種類の欄（1）から（10）までに掲げるものについては、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認でき

る資料の作成・保存を行うものとする。

第3 実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 1 第4の基盤整備計画を作成していること。
- 2 1地区当たりの事業費（ハード事業）の合計が200万円以上となること。
- 3 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

第4 基盤整備計画

本事業を実施しようとする者は、次に掲げる事項を定めた基盤整備計画（別記様式第1号）を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 地域の所得向上に向けた取組方針
- 3 基盤整備の概要
- 4 基盤整備の計画
- 5 費用負担の方法
- 6 施設の予定管理者及び予定管理方法
- 7 その他必要な事項

第5 事業の手続

- 1 事業実施主体は、第4で作成した基盤整備計画を、計画主体が実施要綱第4の2の所得向上計画を作成する前に計画主体に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、実施要領第5の3に定めるもののほか、受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動が生じた場合には、変更後の基盤整備計画を計画主体に提出するものとする。
- 3 農地所有適格法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、法人設立登記事項証明書、定款の写し及び都道府県知事による経営状況の調査報告（別記様式第2号）並びに第2の5の①又は②を証明する資料を提出するものとする。
- 4 活動組織が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、規約及び事業実施年度前年度における多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）別記3-1の第5に規定する多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書並びに第2の5の①又は②を証明する資料を提出するものとする。

第6 事業達成状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業完了後、別記様式第1号により、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、別記様式第3号により報告するものとする。
- 2 1の事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。
 - (1) 都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、事業達成状況を取りまとめたときは、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）

に事業達成状況報告書を提出するものとする。

(2) 市町村が事業実施主体となる場合

市町村長は、事業達成状況を取りまとめたときは、事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

(3) 都道府県、市町村以外が事業実施主体となる場合

事業実施主体は、事業達成状況を取りまとめたときは、事業達成状況を計画主体に報告し、計画主体はこれを確認の上、以下のとおり対応するものとする。

ア 計画主体が都道府県の場合

都道府県知事は、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

イ 計画主体が市町村の場合

市町村長は、都道府県知事に事業達成状況報告書を提出し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

第7 助成

本事業に必要となる経費については、以下に定めるとおりとする。

1 定額助成に係るもの

(1) 別表1の事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長又は実施年数等に以下に定める助成単価を乗じた額の合計を助成限度額とする。

なお、定額助成の事業種類の欄（1）から（10）までの助成単価は、別表2に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア イに掲げるもの以外のもの（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価）

（ア）定額助成の事業種類の欄（1）及び（3）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり12万5千円【10万5千円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり10万5千円【8万5千円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり5万5千円【4万円】
- ・畦畔除去のみの場合は施工延長100メートル当たり3万円【3万円】

（イ）定額助成の事業種類の欄（2）及び（4）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり25万円【19万5千円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり23万円【17万5千円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わ

ない場合は受益面積10アール当たり17万5千円【13万円】

(ウ) 定額助成の事業種類の欄(5)にあつては、使用する工法に応じ、次に定める単価

- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり15万円【11万5千円】
- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり14万5千円【10万5千円】
- ・トレンチャ工法を用いる場合は受益面積10アール当たり10万円【8万5千円】
- ・掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積10アール当たり7万5千円【5万5千円】

(エ) 定額助成の事業種類の欄(6)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり15万円【11万円】
- ・表土扱いを行わない場合は施工延長100メートル当たり14万円【10万円】

(オ) 定額助成の事業種類の欄(7)にあつては、受益面積10アール当たり15万5千円【11万円】(樹園地にあつては受益面積10アール当たり24万5千円【17万5千円】、給水栓設置のみの場合にあつては1箇所当たり1万5千円【1万円】)。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長10メートル当たり5万円【4万円】

(カ) 定額助成の事業種類の欄(8)にあつては、受益面積10アール当たり11万5千円【6万5千円】

(キ) 定額助成の事業種類の欄(9)にあつては、受益面積10アール当たり20万円【14万5千円】

(ク) 定額助成の事業種類の欄(10)の(ア)にあつては、施工延長10メートル当たり9万5千円【6万円】

(ケ) 定額助成の事業種類の欄(10)の(イ)にあつては、施工延長10メートル当たり14万5千円【8万5千円】

(コ) 定額助成の事業種類の欄(10)の(ウ)にあつては、施工延長10メートル当たり9万5千円【6万円】

(サ) 定額助成の事業種類の欄(10)の(エ)にあつては、事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限り、必要な単価を定める。

(シ) 定額助成の事業種類の欄(11)にあつては、単年度当たり300万円

イ 事業完了時まで中心経営体(人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。)に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。(施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価)

(ア) 定額助成の事業種類の欄(1)及び(3)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり15万円【12万5千円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う

場合は受益面積10アール当たり12万5千円【10万円】

- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり6万5千円【4万5千円】
- ・畦畔除去のみの場合は施工延長100メートル当たり3万5千円【3万5千円】

(イ) 定額助成の事業種類の欄(2)及び(4)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり30万円【23万円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり27万5千円【21万円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり21万円【15万5千円】

(ウ) 定額助成の事業種類の欄(5)にあつては、使用する工法に応じ、次に定める単価

- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり18万円【13万5千円】
- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり17万円【12万5千円】
- ・トレンチャ工法を用いる場合は受益面積10アール当たり12万円【10万円】
- ・掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積10アール当たり9万円【6万5千円】

(エ) 定額助成の事業種類の欄(6)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり18万円【13万円】
- ・表土扱いを行わない場合は施工延長100メートル当たり16万5千円【12万円】

(オ) 定額助成の事業種類の欄(7)にあつては、受益面積10アール当たり18万5千円【13万円】(樹園地にあつては受益面積10アール当たり29万円【21万円】)、給水栓設置のみの場合にあつては1箇所当たり1万5千円【1万円】)。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長10メートル当たり5万円【4万円】

(カ) 定額助成の事業種類の欄(8)にあつては、受益面積10アール当たり13万5千円【7万5千円】

(キ) 定額助成の事業種類の欄(9)にあつては、受益面積10アール当たり24万円【17万円】

(ク) 定額助成の事業種類の欄(10)の(ア)にあつては、施工延長10メートル当たり11万円【7万円】

(ケ) 定額助成の事業種類の欄(10)の(イ)にあつては、施工延長10メートル当たり17万円【10万円】

(コ) 定額助成の事業種類の欄(10)の(ウ)にあつては、施工延長10メートル当たり11万円【7万円】

- (2) 定額助成の事業種類の欄(1)から(9)までの助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄(10)にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。
- (3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。
- ア 定額助成の事業種類の欄(1)から(4)までにあつては、受益面積10アール当たり2万円(施工延長100メートル当たり1万円)を減算。
- イ 定額助成の事業種類の欄(5)にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算。
- ウ 定額助成の事業種類の欄(6)にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算。
- (4) 定額助成の事業種類の欄(5)に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり2万5千円を加算するものとする。
- (5) 定額助成の事業種類の欄(5)及び(6)に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり(事業種類の欄(6)にあつては施工延長100メートル当たり)1万5千円を加算するものとする。
- (6) 定額助成の事業種類の欄(5)に関して、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。
- (7) 定額助成の事業種類の欄(5)に関しては、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。
- $$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$
- (8) (1)のイの集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が1ヘクタール(北海道にあつては3ヘクタール)以上のまとまりを有する状態をいう。この場合において、2つ以上の農用地であつて、次のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに当たって支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。
- ア 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの
- イ 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの
- ウ 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- エ 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- オ 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
- カ その他、本事業の趣旨に照らして相当であると認めるもの
- (9) (8)の経営等農用地とは、所有権、利用権(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第4項第1号の利用権をいう。)等の権原に基づき、又は農作業受託(基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。)により集積された農用地をいう。
- (10) (9)の基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。
- ア 耕起
- イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

(11) 定額助成の事業種類の欄 (11) においては、以下に掲げる事業を実施することができる。

ア 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進等に関する調査・調整活動

イ 農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援

2 定率助成に係るもの

事業費（本事業に要する費用のうち以下に定める助成の対象となる経費の総額）に別表3に定める交付率を乗じた額とする。

(1) 純工事費

(2) 測量設計費

(3) 用地費及び補償費

(4) 船舶機械器具費

(5) 全体実施設計費

(6) 換地費

(7) 調査・調整費

(8) 経理管理・指導費

第8 固定価格買取制度との調整等

1 本事業により整備された発電施設により電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。ただし、農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあっては、この限りでない。

2 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、土地改良区等が固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について（平成26年4月1日付け25農振第2313号）に定めるところにより、売電収入の一部を都道府県ごとに設置される協議会に納付し地域の小水力発電施設の導入推進等に活用することにより固定価格買取制度との調整を行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、地方農政局長等と土地改良区等の協議により、別途調整の方法を定めることとする。

なお、平成25年度末までに発電施設の導入について技術的・経済的検討が行われ、その導入可能性が確認される地区については、この限りでない。

第9 その他

1 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施するものとする。

- 2 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ることなどにより、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 3 本事業により整備された暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。
- 4 農地中間管理機構、市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、農地中間管理機構、市町村、農業者団体又は農業法人等に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。
- 6 定額助成の事業種類の欄（7）及び定率助成の事業種類の欄（1）について、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合並びに定額助成の事業種類の欄（1）から（4）まで及び定率助成の事業種類の欄（4）に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。
 - （1）土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
 - （2）受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が交付金を返還させないことを相当と認める場合
 - （3）（1）及び（2）のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合
- 7 6により交付金の返還措置を講ずる場合の交付金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{交付金返還額} = A \times C / B$$

A：返還対象交付金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

- 8 本事業の交付対象となる施設及び農業機械については、以下の要件を満たすものに限る。
 - ア 本事業の受益地内において使用するもの
 - イ 農業者2者以上により共同利用するもの
- 9 事業実施主体は、事業達成状況報告書及び中山間地域所得向上支援事業交付要綱（平成28年10月11日付け28農振第1355号農林水産事務次官依命通知）第14の規定による実績報告書に、農業者施工等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。
- 10 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が定率助成の事

業種類の欄（13）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の補助金交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（4）に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。

- 11 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に参加させる等の対応を行うものとする。
- 12 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

別表 1 (第 1 関係)

区分	事業種類	事業内容
1. 定額助成	(1) 田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(2) 田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	水路の変更 (管水路化等) を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(3) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(4) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	水路の変更 (管水路化等) を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(5) 暗渠排水	吸水渠 (本暗渠管) の間隔が10m以下の暗渠排水の新設
	(6) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(7) 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(8) 客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土
	(9) 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫
	(10) 更新整備	更新する必要がある用水路等の整備
		(ア) 用水路
	(イ) 排水路	土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新
	(ウ) 農作業道	未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新
	(エ) 特認事業	その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの
	(11) 条件改善推進費	権利関係 (水利権等) ・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、先進的省力化技術導入
2. 定率助成	(1) 農業用排水施設	農業用排水 (営農用水を含む。) 施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良
	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道等	農作業道・進入路等の新設、変更

(6) 農地造成	農用地の造成
(7) 農用地の保全	(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
(8) 営農環境整備支援	用地整備、営農飲雑用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備
(9) 管理省力化支援	水管理労力省力化、維持管理労力省力化
(10) 品質向上支援	導入作物に応じた支援、情報化施工の活用
(11) 条件改善促進支援	土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修
(12) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等

別表 2 (第 7 関係)

事業概要	農地の形状等	現場条件、使用工法	標準的な作業内容
田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行うとき	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合であって表土扱いを行うとき	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合であって表土扱いを行わないとき	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置

畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行うとき	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合であって表土扱いを行うとき	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合であって表土扱いを行わないとき	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置
暗渠排水	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
		バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
		トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削(トレンチャ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
		掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入(同時埋設)、資材小運搬、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
湧水処理	本暗渠管(管径50mm～60mm)	表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
		表土扱いを行わない場合	掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(ト

			ラクタ)
末端畑地かんがい施設 (普通畑、樹園地)	—	—	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、散水設備、埋戻(バックホウ)
末端畑地かんがい施設 (給水栓設置)	—	—	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、給水栓設置(人力)、埋戻(バックホウ)
客土	—	—	客土材運搬(バックホウ、ダンプトラック)、客土材散布・整地(ブルドーザ、バックホウ)
除礫	—	—	除礫(ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック)、整地(ブルドーザ)
更新整備 (用水路)	—	—	土工(バックホウ)、用水路工、附帯工(桁据付工、取水ゲート据付工)
更新整備 (排水路)	—	—	土工(バックホウ)、排水路工、仮設工(水替え、マット敷設)
更新整備 (農作業道)	—	—	土工(バックホウ)、路床材投入(バックホウ)、路床工(ブルドーザ、ローラ等)、路盤工(ローラ等)、舗装工(ローラ等)

注) 標準的な作業内容のうち一部を農業者施工により行うことを想定している。

別表3 (第7関係)

地域等	交付率
1. 北海道	北海道の畑地帯において北海道が事業実施主体となつて行うものにあつては、当該交付対象事業費の52%以内
2. 沖縄県	当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の80%以内
3. 奄美群島振興特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく指定地域	当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の60%以内 ただし、鹿児島県が事業実施主体となつて行うもののうち、水田地帯において農業用排水施設の整備を行うものは当該交付対象事業費の65%以内、畑地帯において行うものは、当該交付対象事業費の2/3以内
4. 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条	当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の55%以内

<p>第2項に基づき指定された地域、山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域、旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）</p>	
<p>5. 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島</p>	<p>当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の1 / 2 以内</p>
<p>6. 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第965号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域</p>	<p>当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の1 / 2 以内</p>

		(うち集約化〇〇a)											
更新整備	用水路	L=〇〇m (うち集約化〇〇m)											
	排水路	L=〇〇m (うち集約化〇〇m)											
	農作業道	L=〇〇m (うち集約化〇〇m)											
	特認事業	実施内容〇〇 設定単価											
	条件改善推進費	実施内容〇〇 年基準額											
小計													
定率助成	農業用排水施設	用水路 L=〇〇m											
	暗渠排水	A=〇〇a											
	土層改良	客土 A=〇〇a											
	区画整理	A=〇〇a											
	農作業道等	舗装 L=〇〇m											
	農地造成	A=〇〇a											
	農用地の保全	土留工 L=〇〇m											
	営農環境整備支援	実施内容〇〇											
	管理省力化支援	実施内容〇〇											
	品質向上支援	実施内容〇〇											
	条件改善促進支援	実施内容〇〇											
	指導	実施内容〇〇											
	小計												
合計													
定額助成の費用負担の方法 (事業達成状況報告時のみ記載)	・総事業費〇〇円(うち定額助成額〇〇円) 【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円												
定率助成の費用負担の方法													
予定管理者・管理方法													
その他必要な事項													

- 注：1) 定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積(施工対象の耕地面積)を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2) 基盤整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 3) 年度計画の上段には事業量を、下段には事業費(百万円)を記入する。また、小計及び合計には、総事業費(百万円)及び年度事業費(百万円)を記入する。
- 4) 第7の1の(1)イの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。
- 5) 定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。
- 6) 定額助成の事業のうち、更新整備(特認事業を除く)を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容の詳細及び更新整備の必要性を記した資料を添付する。
- 7) 定額助成の事業のうち、更新整備(特認事業)を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容及び設定単価を記入の上、実施内容の詳細、更新整備の必要性及び単価の考え方を記した資料を添付する。

- 8) 定額助成の事業のうち、条件改善推進費を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容及び年基準額を記入の上、実施内容の詳細及び積算の考え方を記した資料を添付する。
- 9) 定率助成の事業のうち、営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援を行う際には、別添定率助成補足説明資料のとおり、実施内容を記入の上、実施内容の詳細及び積算の考え方を記した資料を添付する。
- 10) 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概要」の欄に指導事業の実施内容を記入する。
- 11) 定額助成の事業のうち、田の区画拡大又は畑の区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件を記入する。
- 12) 定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等を記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。
- 13) 定額助成の事業を実施する場合には、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。また、事業達成状況報告時に、「総事業費」の欄に農業者施工等（無償分）を金額換算した金額を含む総事業費を記入する。
- 14) 事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等（無償分）を金額換算した金額を記入する。

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）

<実施前>

<施工状況>

<完了後>

注：客土、除礫及び更新整備を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【定額助成（ハード）の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本 A	集約化 加算 B	基本 C	集約化 加算 D	基本 E = A × C	集約化 加算 F = B × D	合計 G = E + F
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm超	12万5千 円 /10a ()	15万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm以下	10万5千 円 /10a ()	12万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm以下 表土扱い有り	5万5千 円 /10a ()	6万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 畦畔除去のみ	3万円 /100m ()	3万5千 円 /100m ()	〇〇m	〇〇m			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm超	25万円 /10a ()	30万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm以下 表土扱い有り	23万円 /10a ()	27万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm以下 表土扱い無し	17万5千 円 /10a ()	21万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm超	12万5千 円 /10a ()	15万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm以下	10万5千 円 /10a ()	12万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm以下 表土扱い有り	5万5千 円 /10a ()	6万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 畦畔除去のみ	3万円 /100m ()	3万5千 円 /100m ()	〇〇m	〇〇m			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm超	25万円 /10a ()	30万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm以下 表土扱い有り	23万円 /10a ()	27万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			

畑の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm以下 表土扱い無し	17万5千 円 /10a ()	21万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a		
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り	15万円 /10a ()	18万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a		
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し	14万5千 円 /10a ()	17万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a		
暗渠排水 トレンチャ工法	10万円 /10a ()	12万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a		
暗渠排水 掘削同時埋設工 法	7万5千 円 /10a ()	9万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a		
湧水処理 表土扱い有り	15万円 /100m ()	18万円 /100m ()	〇〇m	〇〇m		
湧水処理 表土扱い無し	14万円 /100m ()	16万5千 円 /100m ()	〇〇m	〇〇m		
末端畑地かんが い施設 (樹園地以外)	15万5千 円 /10a ()	18万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a		
末端畑地かんが い施設 (樹園地)	24万5千 円 /10a ()	29万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a		
末端畑地かんが い施設 (給水栓設置の み)	1万5千 円 /1箇所 ()	1万5千 円 /1箇所 ()	〇〇箇所	〇〇箇所		
末端畑地かんが い施設 (ほ場外からの 接続管施工)	5万円 /10m ()	5万円 /10m ()	〇〇m	〇〇m		
客土	11万5千 円 /10a ()	13万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a		
除礫	20万円 /10a ()	24万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a		
更新整備						
用水路	9万5千 円 /10m ()	11万円 /10m ()	〇〇m	〇〇m		
排水路	14万5千 円 /10m ()	17万円 /10m ()	〇〇m	〇〇m		
農作業道	9万5千 円 /10m ()	11万円 /10m ()	〇〇m	〇〇m		
特認事業	〇〇万円 /〇〇 ()	〇〇万円 /〇〇 ()	〇〇	〇〇		
合計						

【集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類		中心経営体			
		A 法人	B 集落営農組合	C 個人	合計
田の区画拡大 （水路の変更を 伴わない）	受益面積				
	うち集約化面積				
田の区画拡大 （水路の変更を 伴う）	受益面積				
	うち集約化面積				
畑の区画拡大 （水路の変更を 伴わない）	受益面積				
	うち集約化面積				
畑の区画拡大 （水路の変更を 伴う）	受益面積				
	うち集約化面積				
暗渠排水	受益面積				
	うち集約化面積				
湧水処理	施工延長				
	うち集約化延長				
末端畑地かんが い施設 （樹園地以外）	受益面積				
	うち集約化面積				
末端畑地かんが い施設 （樹園地）	受益面積				
	うち集約化面積				
客土	受益面積				
	うち集約化面積				
除礫	受益面積				
	うち集約化面積				
更新整備	施工延長				
	うち集約化延長				
用水路	施工延長				
	うち集約化延長				
排水路	施工延長				
	うち集約化延長				
農作業道	施工延長				
	うち集約化延長				
特認事業	施工延長				
	うち集約化延長				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

（１）客 土

耕 土 深 (cm)		面積 (ha)	総客土量 (m ³)	搬出元	備考
現況	計画				

（２）除 礫

30mm以上の礫含有率 (%)		除礫 施工深 (cm)	面積 (ha)	総除礫量 (m ³)	(計画) 耕土深 (cm)	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							

注：１）現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付すること。

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

(1) 更新整備（特認事業を除く）

実施内容	補足説明
用水路の更新整備	(実施内容の詳細について) ・土水路からコンクリート用水路に更新整備するもの。 ・土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W300×H300 (更新整備の必要性について) ・当該水路においては、設置されて20年以上経過しており、長寿命化計画からも更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。
排水路の更新整備	(実施内容の詳細について) ・既存のコンクリート排水路からコンクリート排水路に更新整備するもの。 ・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W500×H500 (更新整備の必要性について) ・当該施設においては、機能保全計画による機能診断結果から更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。
農作業道の更新整備	(実施内容の詳細について) ・砂利道をアスファルト舗装に更新整備するもの。 ・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、アスファルト舗装工：〇〇m、規格：幅4m (更新整備の必要性について) ・当該農作業道においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。

- 注：1) 実施内容について、概要や施工数量について記載すること。
 2) 更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付すること。
 3) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記すること。

(2) 更新整備（特認事業）

実施内容	補足説明
樋門の更新整備	(実施内容の詳細について) ・老朽化の激しい樋門をすべて付け替えるもの。 ・土工：〇〇、設置工：〇〇、規格：〇〇 (更新整備の必要性について) ・当該施設においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。 (単価の考え方) ・土地改良事業等請負工事積算基準等を用いて費用を算定したもの。

- 注：1) 実施内容について、概要や施工数量について記載すること。
 2) 更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付すること。
 3) 設定単価の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。
 4) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記すること。

(3) 条件改善推進費

年度別事業計画とその内訳 (イメージ)

年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	調査・調整			
	農家意向			
	農地集積			
2 年 目	調査・調整			
	権利関係			
	水利用高度化推進			
3 年 目	先進的省力化技術導入支援			
	勉強会・研究会の実施			
4 年 目	先進的省力化技術導入支援			
	農業機械リース			
計				

- 注：1) 事業量及び事業費の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。
- 2) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記すること。

【定率助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援

年度別事業計画とその内訳（イメージ）

年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	条件改善促進支援			
	地形図作成			
2 年 目	営農環境整備支援			
	高付加価値農業施設移転等			
	耕作放棄地解消・発生防止			
3 年 目	管理省力化支援			
	水管理省力化			
	維持管理省力化			
	品質向上支援			
	導入作物に応じた支援 IT技術等活用型施工			
4 年 目	営農環境整備支援			
	営農飲雑用水施設			
	農作物被害防止施設			
	条件改善促進支援			
	用地整備 農業機械維持補修			
5 年 目	条件改善促進支援			
	農用地等集団化			
計				

- 注：1）事業量及び事業費の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。
 2）記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記すること。

農地所有適格法人等 経営状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
 (北海道にあつては農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名 印

中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号・28農振第1337号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）別紙2の第5の3の規定により、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
			ha	百万円	

2 農地所有適格法人等の概要

農地所有適格法人等 名 (法人形態)	農地所有適格法 人等 になった日	特定農業法人 になった日	認定農業者 になった日	経営所得安定対 策加入経営体 になった日			
()							
経営面積		営農状況			構成員数		常時従事者数
うち地区内		作目	作付面積	生産量	構成 戸数		
田： ha	ha		ha	kg			
畑： ha	ha		ha	kg			
その他： ha	ha		ha	kg			

3 農地所有適格法人等の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4 農地所有適格法人等の経営状況について

事業種類	売 上 高		常時従事者 1人当たり所得
	農 業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

注：事業種類の区分については、農地法第6条に基づき農業委員会に提出された報告書に即して記載すること。

5 農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6 農地所有適格法人等の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経 営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7 特記事項（都道府県知事の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

--

事業達成状況報告書

農林水産省農村振興局長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
〇〇都道府県知事
〇〇市町村長

殿

〇〇〇 印

別紙の地区について、中山間地域所得向上支援事業を完了したので、中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号・28農振第1337号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）別紙2の第6に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

(別紙)

地区名	事業概要